

街づくり条例に基づく建築構想の届出における 「みどりの基本計画」への配慮について

世田谷区みどり33推進担当部みどり政策課

「みどりの基本計画」は、世田谷区街づくり条例第31条第1項の規定に基づく建築構想の届出にあたり、区が適合を確認する「街づくりの方針等」に該当します。建築構想の策定にあたりましては、関連する法律、条令を遵守するとともに、以下の内容に沿った配慮をお願いします。

1 「みどりの基本計画」とは

「みどりの基本計画」は、都市緑地法に基づき、世田谷らしいみどり豊かな住環境を守り、創り出すために、将来像、目標などを定め、区民・事業者・区が協働してみどりの保全や創出を推進する取り組みの全体像を示した計画です。計画では、2032年にみどり率を33%とする「世田谷みどり33」の達成を目指し、みどりの将来像を設定しています。

2 建築構想の届出において配慮していただく項目及び具体的な内容

「みどりの基本計画」では、5つの基本方針と17項目の取り組み方針を体系付け、個々の具体的な取り組みを進めていきます。また、区内5つの地域別の課題を踏まえ、地域別の取り組みを定めています。

街づくり条例に基づく建築構想の届出にあたっては、「みどりの基本計画」に記載した基本方針及び取り組み内容の趣旨を踏まえて建築構想を立案いただきますよう、お願いします。次頁以降に基本方針及び地域別の取り組み内容を記載していますので、参考にしてください。

「みどりの基本計画」はホームページから閲覧できます。

世田谷区トップページ

⇒目次から探す

⇒住まい・街づくり・環境

⇒みどり

⇒みどりに関する計画・データ・刊行物

⇒みどりに関する条例・計画

⇒みどりの基本計画について

ホームページのURL <https://www.city.setagaya.lg.jp>

「みどりの基本計画」の内容に関するお問い合わせ先

世田谷区みどり33推進担当部みどり政策課

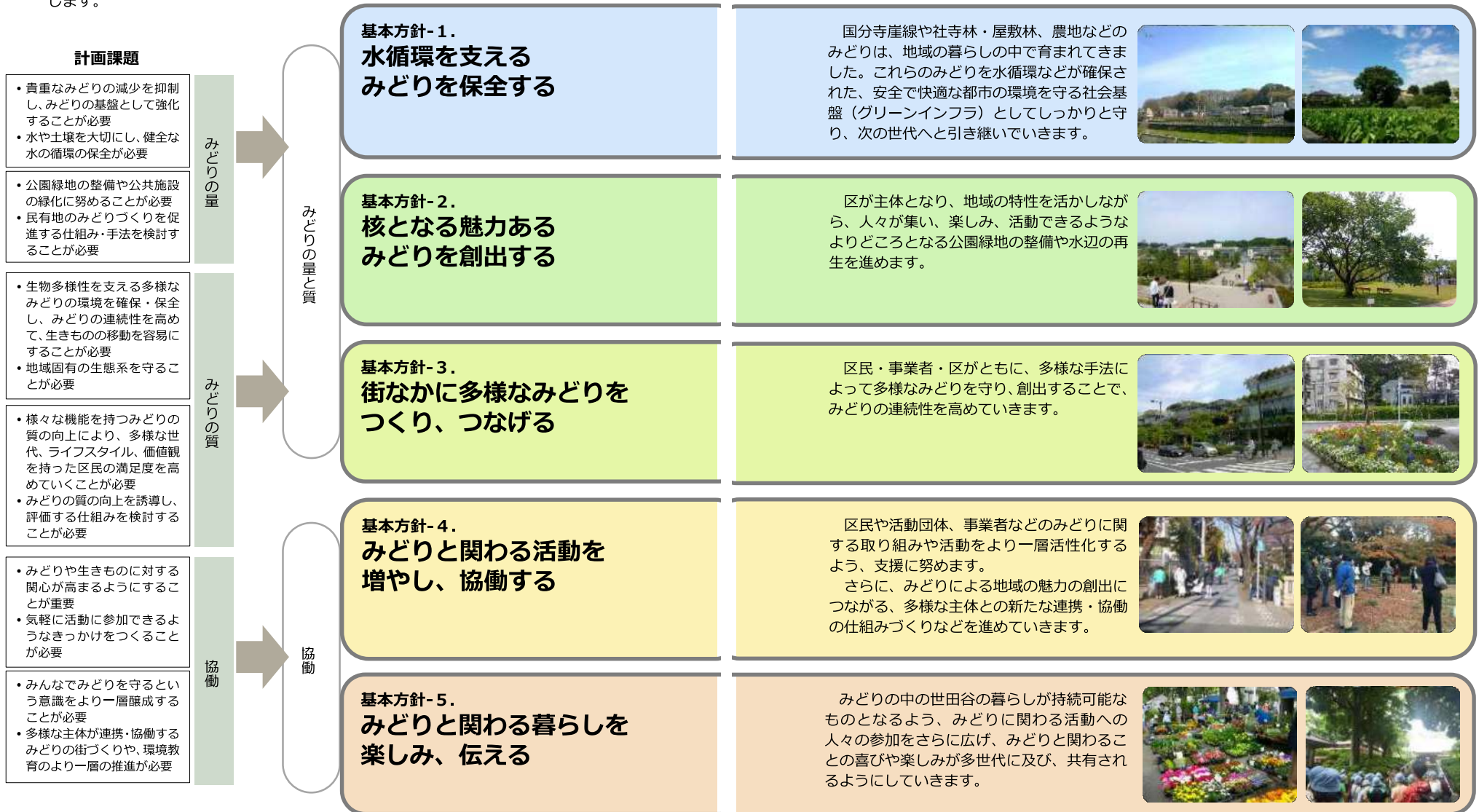
電話 03-6432-7905

FAX 03-6432-7989

第3章 計画の基本方針と将来イメージ

1. 計画の基本方針

計画課題を踏まえ、将来像を実現していくための取り組みの柱となる基本方針を設定します。



第4章 取り組みの内容

1. 取り組みの体系

基本方針	取り組み方針
基本方針-1. 水循環を支える みどりを保全する	1-1. 国分寺崖線の保全
	1-2. 水環境の維持・増進
	1-3. 農のみどりの継承
	1-4. 社寺林・屋敷林などのみどりの保全
基本方針-2. 核となる魅力ある みどりを創出する	2-1. 公園緑地の整備
	2-2. 公園緑地の管理運営
	2-3. 区民がふれあえる水辺の再生
基本方針-3. 街なかに多様なみどりを つくり、つなげる	3-1. 民有地のみどりづくり
	3-2. みどりの公共・公益施設づくり
	3-3. 新たなみどりの創出
	3-4. 外来種や野生生物への対応
	3-5. みどりによる安全な街づくり
基本方針-4. みどりと関わる活動を 増やし、協働する	4-1. みどりを守り育てる活動の活性化
	4-2. みどりに関する情報の管理・発信
基本方針-5. みどりと関わる暮らしを 楽しみ、伝える	5-1. みどりに関する普及啓発
	5-2. みどりのために行動する人材の育成
	5-3. みどりとともにある歴史・文化の継承

取り組み内容	ページ
1-1-1. 樹林地の保全	47
1-1-2. 国分寺崖線を守り育てる活動の推進	49
1-1-3. みどりのつながりの保全・確保	49
1-2-1. 河川・水辺の保全	51
1-2-2. 水循環の回復	52
1-3-1. 農地の保全	53
1-3-2. 農とのふれあいの推進	56
1-4-1. 社寺林・屋敷林などのみどりの保全・支援	57
1-4-2. 民有地の身近なみどりの保全・支援	58
1-4-3. 風景づくりと連携した樹木の保全	58
1-4-4. みどりを活かした街づくりの推進	59
2-1-1. 公園緑地の配置・整備	61
2-1-2. 様々な手法による公園緑地の確保	63
2-1-3. みどりを守り育てる資金の確保	64
2-1-4. 区民や事業者との協働による魅力ある公園づくり	65
2-2-1. 公園の適切な維持・更新	68
2-2-2. 地域の魅力を高める公園マネジメントの検討	69
2-3-1. 区民がふれあえる水辺の再生	70
3-1-1. 花とみどりの街づくりの推進	71
3-1-2. 緑化指導・誘導の推進	75
3-1-3. 建設行為等におけるみどりの風景づくり	76
3-2-1. みどりの道づくり	77
3-2-2. みどりの学校づくり	78
3-2-3. みどりの公共・公益施設づくり	79
3-3-1. 新たなみどりの創出	80
3-4-1. 外来種や野生生物への対応	83
3-5-1. 災害に備えた水環境の整備	84
3-5-2. みどりによる防災機能の強化	85
4-1-1. 国・東京都・関係自治体との連携	86
4-1-2. 区民や団体などとの連携	86
4-1-3. みどり・生きものの表彰制度の推進	87
4-1-4. トラスト運動支援者数の拡大	87
4-1-5. 協働によるみどりの風景づくり	88
4-2-1. みどりに関する情報の管理・発信の仕組みづくり	89
5-1-1. みどりを理解する場づくり	91
5-1-2. みどりに関する普及啓発	92
5-1-3. みどりの再生利用	93
5-2-1. みどりと関わる体験・学習機会の拡充	95
5-2-2. みどりと関わる人材の育成	96
5-3-1. みどりとともにある歴史・文化の継承	97

第5章 エリア別の取り組み

エリア別の取り組みを世田谷地域、北沢地域、玉川地域、砧地域、烏山地域ごとに示し、地域の特性を活かした個性あるみどりの街づくりを進めます。

■エリア区分



2. 北沢地域（主に市街地エリア）

(1) みどりの現況

みどりの概況

大半が「市街地エリア」に位置しており、高密な市街地で、小規模な敷地が多く、全体的にみどりが少ない地域です。

みどり率・公園面積の推移

	2006年度 (平成18年度)	2011年度 (平成23年度)	2016年度 (平成28年度)
みどり率	18.68%	17.06%	17.35%
区民1人当たりの公園面積	1.14 m ² /人	1.14 m ² /人	1.11 m²/人

(2) みどりの街づくりの取り組み

みどりの街づくりの方向

防災性の向上を図るために、みどりの軸（北沢川緑道など）、小田急線上部利用空間、みどりの拠点、社寺などのみどりを大切に活かし、住宅地エリアの小規模でも多様なみどりがつながる街をめざします。

みどりの街づくりの取り組み

- 桜上水一帯みどりの拠点では、一帯の農地保全重点地区（桜上水地区）を中心として、点在する農地の保全に努めるほか、農業公園の整備や農体験の場としての活用などを進めます。また、広域避難場所としての機能維持・向上のため、オープンスペースの確保やみどりの保全を図ります。
- 区役所一帯みどりの拠点では、点在するみどりのつながりを強めます。
- 三宿の森緑地みどりの拠点では、森蔵寺、北沢八幡神社とのつながりを強めるとともに、周辺のみどりの保全・創出を促進します。
- 公園緑地が不足している地域を中心として、公園緑地の配置に努めるほか、誰もが身近に利用できる施設の整備を進めます。
- 小田急線地下化に伴う上部空間を利用して、防災性の向上を図るとともに、散策路となるみどりの創出を進めます。
- 農地や社寺などの樹林、街路樹のある道路と民有地のみどりを保全・創出して、みどりのネットワークの形成をめざします。
- 六所神社、善性寺、代田八幡神社などの社寺林や、屋敷林などの既存の樹林・樹木を大切に守ります。
- 大規模住宅団地の建替えにあたり、みどりの保全・創出や公園の配置などを行うとともに、みどり豊かで良好な住環境の形成を誘導します。
- まとまりのある住宅地や商店街などにおいて、地区計画・地区街づくり計画の策定・推進により、敷地の細分化の防止やみどりの保全・創出を図るルールづくりを進めます。
- 世田谷線・小田急線・京王線・京王井の頭線沿線の緑化や適正な維持を促進します。
- みどりが少ない市街地において、花壇づくりや生垣緑化、屋上緑化・壁面緑化など、多様なみどりづくりを促進します。

